

登録造園基幹技能者講習に活用できる 人材開発支援助成金について

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）は、雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた中小企業事業主に対し、経費や賃金の一部を助成する制度です。

登録造園基幹技能者講習を受講される場合、助成を受けることができますので、本制度を有効にご活用いただけますようお願いいたします。

なお、計画届の提出は不要です。

◆受給条件◆

- ①中小建設事業主であること。
- ②雇用保険の適用事業主であること。
- ③受講者は中小建設事業主が雇用している雇用保険の被保険者であること。

※ 有給で技能実習を実施または受講させた事業主が対象となります。

◆助成額◆

経費助成：受講料の3/4

賃金助成：日額7,600円（2日の講習のため15,200円）

但し、受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合は日額8,360円

※ 助成額は、条件により増減します。詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

◆申請手続◆

- ①申請事業主は、講習終了後に支給申請書を日造協に送付する。

返信用封筒（切手付き）を同封

- ②日造協から申請事業主へ、受講証明欄に記入押印された支給申請書が返送される。
- ③申請事業主は、講習を終了した日の翌日から起算して原則2か月以内に、支給新申請書および必要書類を都道府県労働局またはハローワークに提出する。

※助成金制度の詳細については、厚労省HPでご確認ください。

◆支給申請書および添付書類◆

下記ページからダウンロードできます。記入例を参考に作成して下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717_00003.html

<input type="checkbox"/>	<p>【建技様式第3号(技能経賃 事業主申請)】</p> <p>人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成・生産性向上助成））の支給申請書</p>
<input type="checkbox"/>	<p>【建技様式第3号別紙1（技能経費賃金 支給申請書内訳）】</p> <p>受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳書</p>
<input type="checkbox"/>	<p>【講習修了証（写）】</p> <p>登録造園基幹技能者講習では、全会場一括して、年度末（3月）に合格者に対して修了証を発行しています。そのため、申請書に後日「修了証」を添付する旨を記載して申請することにより、一時保管扱いで受付いただくことになります。対応については都道府県により異なりますので、申込み先の担当者に事前にご確認下さい。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>【その他】</p> <p>管轄都道府県労働局長が必要と認める書類</p>

※ 記入内容については、各社異なりますので、管轄都道府県労働局に確認のうえ作成して下さい。

助成金の詳細については、下記のページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html

（一社）日本造園建設業協会 登録造園基幹技能者係
〒113-0033 東京都文京区本郷 3-15-2-4F
TEL：03-5684-0011 FAX：03-5684-0012

(建技様式第3号)

人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース (経費助成・賃金助成・生産性向上助成)) 支給申請書
※該当する助成に○

[建設事業主用]

記入例

労働局長 殿

(公共職業安定所長 経 理)

人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース (経費助成) / (賃金助成) / (生産性割増分)) の支給の申請を行います。

(申請年月日) 0000年 00月 00日

<支給申請を行う際の注意>

- 建設労働者技能実習コース (経費助成・賃金助成) の助成金は、その雇用する建設労働者 (雇用保険の被保険者に限られます。) ~技能実習を所定労働時間内に受けさせ、その期間、建設労働者に所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を支払った中小建設事業主等に対して支給されます。
○所定労働時間外に実施する場合は所定の賃金を支払うこと、所定労働日以外の休日に実施する場合は振替休日を与える又は所定の賃金を支払うことが必要です。
○「通常の賃金の額」とは、当該労働者の時間外、休日及び深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たり賃金の額に当該労働者の1日平均所定労働時間数を乗じて得た額をいいます。

<経費助成・賃金助成 共通>

①~⑩は必ず記入。⑪~⑯はそれぞれに該当する場合は必ず記入。

Application form grid containing fields for applicant information (②), training details (③, ④), implementation dates (⑤), training content (⑥-1, ⑥-2), implementation name (⑥-4), implementation status (⑦), recipient information (⑩), and insurance details (⑮).

<賃金助成>

技能実習受講報告 (建設労働者技能実習コース (賃金助成) の助成金) ⑰ 申請額 円 (注)内訳を別紙1 (内訳書) に記入してください

<生産性向上助成>

生産性要件に係る支給申請であるか (は) (はい、いいえ) ⑱ 申請額 円

(※1) 21人以上中小建設事業主におかれましては、所要費用額合計に定める35歳未満の建設労働者である受講者に要した金額を記載願います。なお、建設労働者毎の金額に分けるのが困難な場合は所要費用額合計を人数で按分してください。

(※2) 岩手県、宮城県及び福島県に所在する中小建設事業主への経費助成率は、生産性要件を満たしたかを問わず、雇用する雇用保険被保険者数が20人以下の中小建設事業主は10割、21人以上の中小建設事業主は8割 (受講させる建設労働者の35歳未満であるかを問わず全て) となります。

(注) この申請書を提出するときは裏面の注意事項を参照して下さい。また、別紙1 (内訳書) を添付して下さい。

Summary table for funding amounts, including columns for application date, decision date, and amounts for cost, wage, and productivity support.

(H31.4)

受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・貸金助成））の助成金支給申請内訳書

記入例

No.	受講者氏名	C 3 U S ※	所属事業所名	雇用保険 被保険者番号	雇用保険料 率	下請名簿番号	資本金・ 出資総額	常用 労働 者数	建設業 許可 番号	② 建設労働者技能実習コース（貸金助成）の助成 金支給申請内訳			③-1 受講証明		
										受講 日数	受講期間中 に賃金を支 払った日数	申請額（左欄の 日数×日額単価 ください。）	※算定額	実施年月日 （実施時刻）※2	学科 時間
1	植木 育生	○	日本造園(株)	0000-000-0	16.5 1,000		1,000,000	18	知事 登録 番号 ○○第○○号	2日	2日	36,000円	0000年00月00日 (9:30 ~ 15:00)	5.8	
2					1,000								0000年00月00日 (9:30 ~ 15:00)	4.2	
3	公園 緑		日本造園(株)	0000-0000-0	16.5 1,000		1,000,000	18	知事 登録 番号 ○○第○○号	2日	2日	36,000円	0000年00月00日 (9:30 ~ 15:00)	5.8	
4					1,000								0000年00月00日 (9:30 ~ 15:00)	4.2	
5					1,000								(: ~ :)		
6					1,000								(: ~ :)		
7					1,000								(: ~ :)		
8					1,000								(: ~ :)		
9					1,000								(: ~ :)		
10					1,000								(: ~ :)		
										合計	4日	4日	72,000円		

③-2 受講証明

登録講習機関等に委託して技能実習を実施した場合③-1及び③-2を訓練実施機関が記入し証明をしてください。

事業主自ら技能実習を実施した場合③-1を記入してください。③-2の記入は必要ありません。

労働局長
証明年月日
実施機関名
代表者氏名

←この欄は、実施機関が記入しますので、上記必要事項をご記入のうえ、(一社)日本造園建設業協会まで返信用封筒を同封し、お送り下さい。

(注1) この内訳書に記入するときは、裏面の注意事項を参照してください。
(注2) 「②建設労働者技能実習コース（貸金助成）の助成金支給申請内訳」は、建設労働者技能実習コース（貸金助成）の支給申請を行う場合に記入してください。
(注3) 「③-1受講証明」、「③-2受講証明」欄における学科時間、実技時間についてはそれぞれ受講した時間を記載してください。また、学科試験・実技試験の時間も含めてください。
※1：（被保険者が21人以上の中小建設事業主のみ）訓練開始日において35歳未満である者に○を記入してください。なお、35歳未満の者と35歳未満開始日が35歳の誕生日の前々日である者です。
※2：通信制の場合であっても、通学して実習した受講年月日及び実施時刻について記載すること。
※3：建設キャリアアップシステム（CCUS）技能者情報登録者の場合に○を記入してください。